

大学設置審査における学位に付記する専攻分野の名称の取扱い

1. 「学位の分野」と「学位に付記する専攻分野の名称」の違い

(1) 学位の分野

学部等の届出設置の要件として、学位の分野の変更を伴わないこととされている。届出設置が可能かどうか（認可の要否）を判断する基準として、告示において学位の分野（17分野）が定められている。この学位の分野は、学位に付記する専攻分野の名称とは法令上は関連付けられていない。

(2) 学位に付記する専攻分野の名称（以下「学位名称」）

大学が学位を授与する際には適切な専攻分野の名称を付記するものとされている。学位名称については各大学の学位規程に定めが置かれるため、変更があった場合は学位規則第十三条に基づいて文部科学大臣に対する報告がなされる。

なお、設置認可・届出設置が求められるのは、基本的に組織の変更についてであり、学位名称の変更は法令上の認可等事項ではない。

(参考) 学位規則

第十条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

2. 大学設置審査等における取扱い

(1) 実際の運用においては、組織変更を伴う場合についてのみ、設置審査や届出設置の事前相談において実質的に学位名称の妥当性の判断をし、審議会の意見として伝達している。ただし、学位名称に関する意見は大学側の良識による改善を促すという性格が強い。

(2) 組織変更を伴わずに学位名称のみを変更した場合は、学位規程の変更の報告がなされるのみである。なお、学則にも学位名称に関する定めを置いている場合は学則変更の届出も併せて行われる。

学位規程変更の報告や学則変更の届出は届出設置（組織変更）とは異なる手続となるため、問題があっても是正措置命令（学校教育法第四条第三項）を発することはできない。

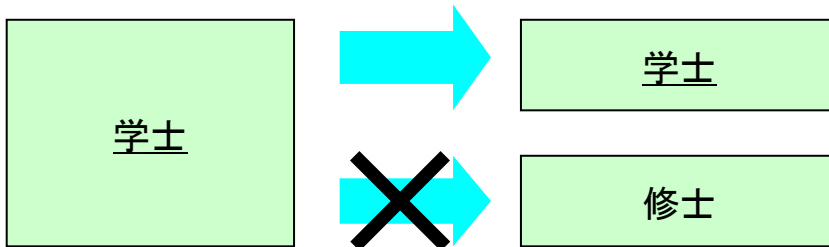
学部等の届出設置について

新たに学部等を設置するにあたり、当該大学が授与する学位の種類、分野の変更を伴わないものは、認可を要せず文部科学大臣にあらかじめ届け出ることによって設置することが可能。

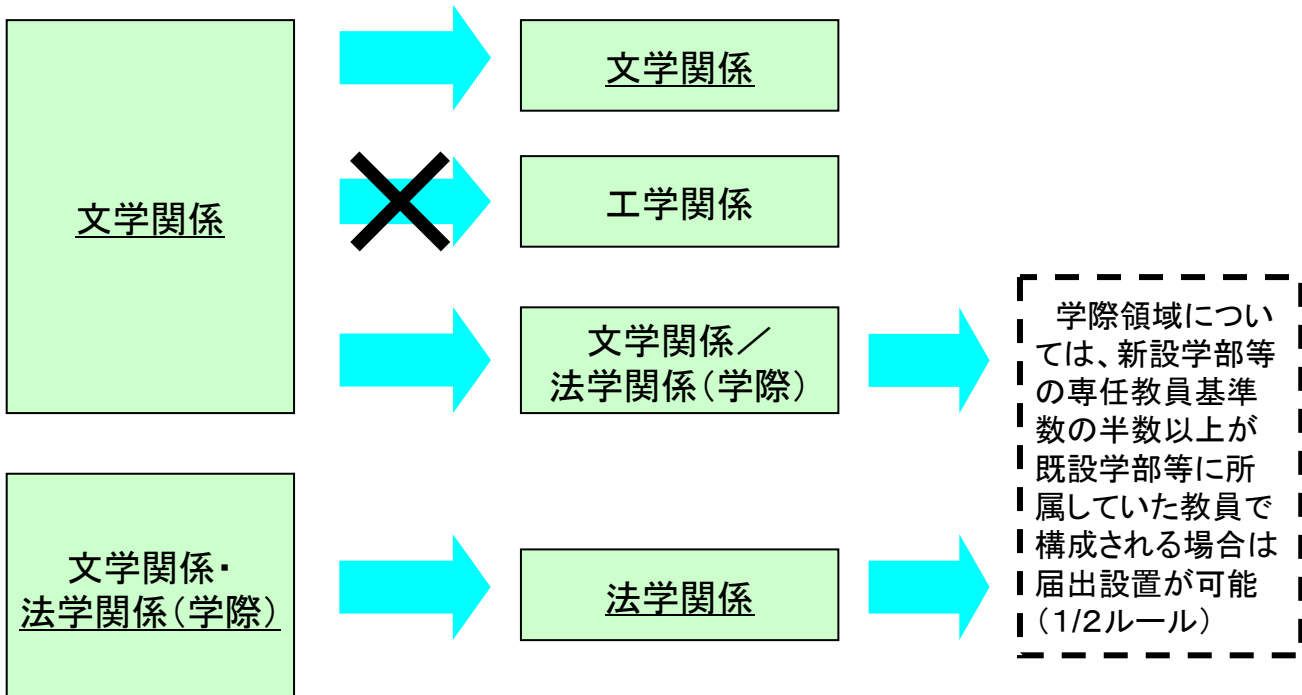
(学校教育法第4条第2項、同法施行令第23条第2項)

また、学位の分野が学際融合分野に係る学部等の設置も、一定条件のもとに届出による設置が可能。(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(文部科学省告示第39号))

1. 学位の種類に変更がないとは



2. 学位の分野に変更がないとは



3. 設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は、認可や届出といった設置手続きに関わらず‘社会に対する「約束」’であることから、新しい学部等を設置する場合は、教育課程、教員組織、施設・設備等の計画について、学内で十分に検討し確定した内容で届出をすることが求められる。

学位の種類及び分野の変更等に関する基準（抄）

別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
専門職学位（法務博士（専門職）及び教育修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、設置等又は開設に係る学部等の教員数(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。)の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

大学設置・学校法人審議会機構図

